## 日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会 第31回廃止措置分科会議事録

- 1. 日時 平成 25 年 9 月 1 9 日 (木) 10:00~12:15
- 2. 場所 5東洋海事ビル 地階 A、B 会議室
- 3. 出席者(敬称略)
- (出席委員) 岡本主査,松原副主査,田中幹事,石倉委員,石原委員,井上委員、梶谷委員,北山委員,黒木委員,小山委員,高田委員、立花委員,丹沢委員,初岡委員,鳥居(村上委員代理), 湊委員,見上委員,三橋委員,藤本委員、廣瀬(福島委員代理),
- (新任委員)なし
- (解任委員)山中委員

出席委員 20 名(2 名欠席)

- (欠席委員)杉山委員、山口委員
- (出席常時参加者)武部,斉藤,山中,工藤,北島,辻,新崎,紺谷,佐藤,中山
- (新登録常時参加者)廣瀬、木村,山中
- (欠席常時参加者) 今川,岩田,片桐,北村,中辻,堀川、千田、木村
- (傍聴者)福士、前田、大塚、天野、後藤、深野、仙波
- 4.配布資料
  - R3SC 31-2 (社)日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会 第 31 回廃止措置分科会(R3SC)議事録(案)
  - R3SC 31-3(1) 「試験研究炉等の廃止措置の計画」公衆審査結果
- R3SC 31-3(2) 「実用発電用原子炉施設の廃止措置時の耐震安全の考え方」公衆審査結果
- R3SC 31-4 (1) 原子力施設の廃止措置の実施 コメント集約表
- R3SC 31-4 (2) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201\*」新旧比較表 フェーズ2改定案:本文
- R3SC 31-4 (3) 学会標準「原子力施設の廃止措置の実施」分科会指摘事項管理表
- R3SC 31-4 (4) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201\*」新旧比較表 フェーズ2改定案:-、附属書 A、附属書 B、附属書 C、附属書 L、附属書 M、附属書 N、 附属書 O、附属書 P、附属書 Q、附属書 V、附属書 W、解説
- R3SC 31-4 (5) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201\*」新旧比較表 フェーズ2改定案:附属書 D-E-F-G-K
- R3SC 31-4 (6) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201\*」新旧比較表 フェーズ2改定案: 附属書 H、附属書 I、附属書 J、附属書 R、附属書 S、附属書 T、 附属書 U、附属書 X、附属書 Y
- R3SC 31-4 (7) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201\*」新旧比較表 フェーズ2改定案:附属書Z
- R3SC 31-4 (8) 「廃止措置の実施」の実績を踏まえた標準改定案の附属書リスト

## 5.議事

(1)出席者確認/資料確認

22 名の委員中,投票権のある委員 22 名で,20 名出席。分科会成立。

- (2)人事案件
- (3)前回議事録確認
- (4)公衆審査結果対応状況報告
  - 「試験研究炉等の廃止措置の計画」
  - 「実用発電用原子炉施設の廃止措置時の耐震安全の考え方」
- (5)「原子力施設の廃止措置の実施」本文、付属書審議
  - a) 本文

初岡委員より資料 R3SC-31-4(1)及び R3SC-31-4(2)に基づき説明があった。

箇条1適用範囲の製錬施設は、試験研究炉の廃止措置計画標準では適用範囲としていない。 廃止措置の実施標準で適用範囲とすることに問題はないか。 炉規制法では原子力施設の中 に入っている。学会としては本標準を適用することとしておくことが必要。ただし書きの実 用舶用原子炉及び研究開発段階にある発電の用に供しない原子炉については、炉規制法に載っていない。 ただし書きは削除すべき。

箇条4の1行目について、一事業所一許可で部分的に廃止措置をする場合は、廃止措置計画 認可申請を出さなくてよい場合がある。廃止措置計画に従ってと記載された場合問題がある。

廃止措置計画認可申請書としていたのを廃止措置計画としたが。廃止措置計画は作るはず。 廃止措置計画に注記をし、廃止措置計画申請が不要な場合があることを記載する。記載案 「廃止措置計画認可申請書がある場合は、それに従う。なお、複数の施設を一括で事業許可 を受けている場合で、その一部分について廃止措置を行う場合は、廃止措置計画認可申請書 は不要となる。その場合においても学会標準では、廃止措置計画認可申請書に準じたものを 作ることを要求しており、それに従って廃止措置を行う。」

## b) 附属書及び解説

前回説明の附属書、今回提出の附属書及び解説について、R3SC-30-4(3)及び(4)に基づき工藤常時参加者より、R3SC-31-4(5)に基づき廣瀬常時参加者より、R3SC-30-4(3)及びR3SC-31-4(6)に基づき新崎常時参加者より、R3SC-31-4(7)に基づき湊委員より、R3SC-31-4(8)に基づき石倉委員より、それぞれ説明があった。

解説に法令改正により、廃止措置の内容については変更が無かったこと、計画の審査の基準がパブコメ中であることなどを追記する。

解説 3 適用範囲 f)2)の一般事項において、福島第一のフォールアウトのことが記載されているが、この記載は問題ないか。 今、10 µ Sv/y を基準に RI 施設などにも適用しようと検討されており、ここに記載されたガイドラインと同じ考え方が適用されることになると考えられ、注意喚起という意味で記載しておいても問題ないと考える。 発電用原子炉以外の施設についてもフォールアウト影響の適用方法について検討が進められていることを記載し、現状ではガイドラインが適用されていることを記載する。

附属書 A の表 A.1 の注 c)については、ウラン 235 が 1200 g 以上と読めてしまう。 カッコ内の「例えば・・・」は削除する。解説に原子炉等規制正法 41 条をそのまま記載する。

除染関係の附属書 ( 附属書 D、E、F、G、K ) は前回説明したが、特段のコメントはなく、本文に合わせた用語の統一などの訂正をした。

附属書 U について、図 U.1 で廃液処理設備の排気にフィルターに記載がない。実際には、廃

液処理設備の排気にはミストセパレータが追加されている例がある。また、循環型空気浄化 設備が記載されているが、図 U.2 の廃液系も循環ラインがあるのでは。と整合していない。 この附属書は参考扱いであり、1 例ではあるが、廃液処理設備をそのまま排気する設備と フィルターなどを通す排気を分けて記載する。その他見直しを検討する。

附属書 X について、表 X.2 の標題「ウラン濃縮加工施設・・・・・」は、この表が加工施設の一部の例であることが分かるように、表現を見直す。

附属書 Z について、図 Z.1 の意図が明瞭でない。Z.3 に記載されている文章の見直しも必要。 Z.1 及び Z.2 と Z.3 が整合するように表現を見直す。

## (5) 今後の予定

- ・ 本日の「廃止措置実施標準」案に対するコメントは、10月4日(金)までとする(田中幹事より別途指示)。
- ・ 次回(第32回)分科会は11月19日(火)13:30~
- ・ 12月2日の専門部会、12月13日の標準委員会に中間報告をする予定

以上